

宮津市公報

平成22年7月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

規 則

12 宮津市子ども手当の支給に関する規則	1
13 政治倫理の確立のための宮津市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
14 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	2
15 宮津市職員の育児休業等に係る手続き等に関する規則の一部を改正する規則	2
16 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則	3

告 示

79 国民健康保険被保険者証の無効	4
80 宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱	4

公 告

8 宮津市営住宅の入居者の公募	6
9 市有土地・建物売払の一般競争入札	6
10 農業経営の基盤の強化の促進に関する基本構想の変更の縦覧	8
11 宮津市営住宅の入居者の公募	9
12 平成21年度中山間地域等直接支払制度の実施状況	9

教育委員会

《告 示》

10 宮津市教育委員会定例会の招集	11
-------------------	----

選挙管理委員会

《告 示》

24 有権者総数の50分の1の数	11
25 有権者総数の3分の1の数	12
26 有権者総数の6分の1の数	12
27 宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	12
28 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	19
29 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	19
30 有権者総数の50分の1の数	19
31 有権者総数の3分の1の数	19
32 有権者総数の6分の1の数	19
33 宮津市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所	20
34 宮津市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所	20
35 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表	20

36 宮津市長選挙と宮津市議会議員一般選挙の同時執行	20
37 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額	20
38 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における各投票区の投票所	20
39 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ	21
40 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	22
41 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式	23
42 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における街頭演説用標旗等の配色	24
43 宮津市長選挙における政治活動用自動車表示板の配色	25
44 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における開票事務及び選挙会事務の合同並びに日時及び場所	25
45 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日	25
46 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	25
47 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における期日前投票所	26
48 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任	26
49 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序	26
50 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙公報掲載の申請期限	27
51 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における開票時刻の繰上げ	27
52 宮津市長選挙において当選した者の住所及び氏名	27
53 宮津市議会議員一般選挙において当選した者の住所及び氏名	27
54 選挙人名簿に登録した者及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧	28
55 参議院京都府選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	28
57 有権者総数の50分の1の数	28
56 有権者総数の3分の1の数	28
58 有権者総数の6分の1の数	28
59 参議院京都府選挙区選出議員選挙（参議院比例代表選出議員選挙）におけるポスター掲示場の設置場所	29
60 参議院議員通常選挙における各投票区の投票所	29
61 参議院議員通常選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ	30
62 参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	30
63 参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時	31
64 参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任	31
65 参議院京都府選挙区選出議員選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	31
66 参議院議員通常選挙における期日前投票所	32
67 参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における期日前投票所	32
68 参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任	32

《宮津市長選挙選挙長告示》

1 宮津市長選挙における選挙長の事務を行う場所	33
2 宮津市長選挙における選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	33
3 宮津市長選挙の候補者の届出	33
4 宮津市長選挙の無投票	33

《宮津市議会議員一般選挙選挙長告示》

1 宮津市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所	33
2 宮津市議会議員一般選挙における選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	34
3 宮津市議会議員一般選挙の候補者の届出	34

《公 告》

《宮津市長選挙選挙長公告》

- 1 宮津市長選挙候補者の届出日における供託物取扱機関の指定通知 35

《宮津市議会議員一般選挙選挙長公告》

- 29 宮津市議会議員一般選挙候補者の届出日における供託物取扱機関の指定通知 35

農 業 委 員 会

《告 示》

- 6 宮津市農業委員会総会の招集 35

規 則

宮津市子ども手当の支給に関する規則をここに公布する。

平成22年6月7日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第12号

宮津市子ども手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「法」という。）に基づく子ども手当の支給について、法及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支払期日)

第2条 子ども手当の支払期日は、法第7条第4項本文に規定する子ども手当の支払期月の10日とする。ただし、同項ただし書の規定により支払うこととなる子ども手当については、この限りでない。

2 支払期日が、銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する休日（以下「銀行の休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い銀行の休日でない日を支払期日とする。

(支払方法)

第3条 子ども手当の支払は、口座振替により行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、窓口払いその他の方法により支払うことができる。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

政治倫理の確立のための宮津市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月9日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第13号

政治倫理の確立のための宮津市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための宮津市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	先物取引の事業・雑所得		

を

」

「

分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・雑所得		

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月10日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第14号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第2号)の一部を次のように改正する。
別表第3第18号中「7日に当該子の数から1を減じて得た数を加えて得た日数」を「10日」に改め、
同表中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次のように加える。

(19) 条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の任命権者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(2人以上の要介護者の世話をを行う職員にあっては、10日)の範囲内の期間
---	---

別表第3備考1中「第19号」を「第20号」に、同表備考2中「第18号」を「第19号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の別表第3第18号の規定により任命権者の承認を受けた当該年における日数は、改正後の別表第3第18号の規定により定められる当該年における期間の内数とみなす。

* * *

宮津市職員の育児休業等に係る手続き等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月10日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第15号

宮津市職員の育児休業等に係る手続き等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の育児休業等に係る手続き等に関する規則(平成4年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号を削る。

第6条中「育児休業条例第5条第2号に掲げる」を「宮津市職員の育児休業等に関する条例(平成

4年条例第4号。以下「育児休業条例」という。)第5条に規定する」に改める。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

* * *

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月10日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第16号

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則
育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規則(平成11年規則第6号)の一部を次のように改正する。

題名中「超過勤務」を「時間外勤務」に改める。

第1条中「超過勤務」を「時間外勤務」に改める。

第6条を削る。

第7条の見出し中「超過勤務」を「時間外勤務」に改め、同条第1項中「超過勤務制限請求書」を「時間外勤務制限請求書」に、「超過勤務」を「時間外勤務」に、「超過勤務制限開始日」を「時間外勤務制限開始日」に、「前条」を「条例第8条の2第2項又は第3項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第7条第2項中「前条の」を「条例第8条の2第2項又は第3項の」に、「前条に」を「これらの規定に」に改め、同条第3項中「前条の」を「条例第8条の2第2項又は第3項の」に、「超過勤務制限開始日」を「時間外勤務制限開始日」に、「前条に」を「これらの規定に」に改め、同条第4項中「超過勤務制限開始日」を「時間外勤務制限開始日」に改め、同条第5項中「前条」を「条例第8条の2第2項又は第3項」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「第6条」を「条例第8条の2第2項又は第3項」に、「超過勤務制限開始日」を「時間外勤務制限開始日」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「超過勤務制限開始日」を「時間外勤務制限開始日」に、「第6条」を「条例第8条の2第2項又は第3項」に、「同条」を「これら」に改め、同項第2号中「子が」の次に「、条例第8条の2第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を加え、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「超過勤務」を「時間外勤務」に改め、同条中「から前条まで」を「及び前条」に改め、「第1項第4号並びに」を削り、「第6条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして市長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、前条第1項第1号」を「第6条第1項中「条例第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第8条の2第4項において準用する同条第3項」と、「ならない。この場合において、第6条の規定による請求に係る期間と前条の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第2項及び第3項中「条例第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第8条の2第4項において準用する同条第3項」と、「これらの規定」とあるのは「同項」と、同条第5項中「条例第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第8条の2第4項において準用する同条第3項」と、前条第1項中「条例第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第8条の2第4項において準用する同条第3項」と、同項第1号」に、「次の各号」を「条例第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第8条の2第4項において準用する同条第3項」と、「次の各号」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第6条第1項の規定による請求は、施行日前においても、これを行うことができる。

告 示

宮津市告示第79号

宮津市国民健康保険条例施行規則(平成6年規則第19号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成22年6月15日

宮津市長 井上正嗣

記

一般被保険者

保 険 者	宮津市(保険者番号 260067) 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 - 0006195	平成22年4月1日	平成22年6月11日	
宮 - 0016473	平成22年4月1日	平成22年6月1日	
宮 - 0017795	平成22年4月1日	平成22年6月1日	
宮 - 0018043	平成22年4月1日	平成22年6月10日	
宮 - 1002315	平成22年4月1日	平成22年6月3日	
宮 - 2007347	平成22年4月1日	平成22年6月1日	

退職被保険者

保 険 者	宮津市(保険者番号67260067) 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 - 0002390	平成22年4月16日	平成22年6月14日	

* * *

宮津市告示第80号

宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年6月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱(平成18年告示第75号)の一部を次のように改正する。

別表第1項を削り、同表第2項中

「 法及び政令に基づく負担月額と次に掲げるサービス利用者の区分に応じ定める額との差額を支給するものとする。

- (1) 市町村民税非課税世帯のうち、利用者本人の年収が80万円以下（障害年金2級相当）の収入区分（以下「非課税1」という。）に属する者及び重度障害者 7,500円
- (2) 市町村民税非課税世帯のうち非課税1以外の収入区分（以下「非課税2」という。）に属する者 12,300円
- (3) 市町村民税課税世帯のうち、市町村民税所得割額が16万円未満の者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児の保護者 18,600円
- (4) 市町村民税課税世帯のうち(3)以外の者 37,200円

「 法及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）に基づく負担月額と次に掲げるサービス利用者の区分に応じ定める額との差額を支給するものとする。

- (1) 市町村民税課税世帯のうち、市町村民税所得割額が16万円未満の者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児の保護者 18,600円
- (2) 市町村民税課税世帯のうち(1)以外の者 37,200円

を

に改め、

」

」

同項を同表第1項とし、同表第3項中「非課税1」を「市町村民税非課税世帯のうち、利用者本人の年収が80万円以下の収入区分」に改め、「重度障害者」の次に「（障害の程度が国民年金法（昭和34年法律第140号）第30条の2に規定する障害等級の1級に該当し、同法に基づく障害基礎年金を受給している者又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別障害者手当を受給している者で、これら以外の公的年金等（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金たる給付及び国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の8に規定する年金をいう。）を受給していないものをいう。）」を加え、「非課税2」を「市町村民税非課税世帯のうちア以外の収入区分」に改め、同項を同表第2項とし、同表第4項中「障害者福祉サービス」を「法に定める療養介護及び施設入所支援以外の障害者福祉サービス」に、「非課税1」を「市町村民税非課税世帯のうち利用者本人の年収が80万円以下の収入区分」に、「非課税2」を「市町村民税非課税世帯のうち(1)以外の収入区分」に改め、同項を同表第3項とし、同表第5項を同表第4項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、平成22年4月1日以後の事業の利用について適用し、同日前の事業については、なお従前の例による。

公 告

宮津市公告第8号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成22年6月4日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン （若者向け住宅）	宮津市字惣	39,000円	5	3DK

2 入居者の資格

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (4) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成22年6月7日（月）から平成22年6月18日（金）まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

7 入居時期 平成22年7月1日（予定）

* * *

宮津市公告第9号

市有土地・建物売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

平成22年6月4日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

物件番号	財産名称	所在地	種類	面積	予定価格 (最低売却価格)
1	柳縄手	宮津市字柳縄手325番11	宅地	281.19㎡	19,767,000円
2	馬場先-	宮津市字宮村小字馬場先1300番1	宅地	276.58㎡	14,254,000円
7	鶴賀-	宮津市字鶴賀2079番3	宅地	162.79㎡	10,402,000円
8	鶴賀-	宮津市字鶴賀2079番6	宅地	130.56㎡	8,865,000円

12	惣	宮津市字惣小字左惣鼻427番3他 2筆	宅地	194.95㎡	5,661,000円
			建物	延べ床(33.84㎡)	
13	東波路	宮津市字波路小字ヲンバ102番46	宅地	196.44㎡	7,071,000円
15	喜多	宮津市字喜多小字禮場1291番3	宅地	133.86㎡	4,026,000円
			建物	延べ床(85.18㎡)	
16	須津商業地	宮津市字須津2665番19	宅地	236.90㎡	9,404,000円

(2) 売却に関する条件

ア 売払物件は現状有姿で、登記簿の面積（未登記の建物は市において記載した面積）によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものであること。

イ 物件番号12及び15の建物（15は未登記）は、築後年数を経過しており、摩耗・老朽化しているため、現状のままでの使用は困難と判断される。

ウ 用途指定 物件番号1、2、7、8、12、13及び15は無。ただし、落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供する恐れがあると認められるときは、契約を締結しない場合がある。物件番号16は有。商業目的での活用に限る。

エ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

2 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申し込みをする。

(1) 受付期間

持参の場合：平成22年6月7日（月）から平成22年7月2日（金）までの毎日午前9時から午後5時まで（土・日を除く。）ただし、7月2日（金）は、午前10時まで

郵送の場合：平成22年6月7日（月）から平成22年6月30日（水）まで

(2) 受付場所 宮津市財務室管財契約係

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送すること（受付期間内に宮津市財務室管財契約係要必着）。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができないものであること。

3 売払物件の現地案内

平成22年6月7日（月）から平成22年6月30日（水）までの間（午前9時から午後5時まで）物件所在地において、物件の概要説明を随時行うので、希望日の前日（土・日を除く。）までに申し込むこと。

申込先：宮津市財務室管財契約係 電話0772-22-2121 内線230

4 入札の日時及び場所

(1) 日 時 平成22年7月2日（金） 午前10時30分開始 物件番号順に行う。

受付を午前9時から午前10時までにすること。

(2) 場 所 宮津市役所本館南棟1階第2会議室

なお、代理人により入札をしようとするときは、委任状の提出が必要であること。

5 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金の100分の5以上の額（円未満切上げ）とする。

(2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還する。

(3) 落札者が本契約を締結しないとき（落札後、本公告7に該当しない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。

(4) 入札保証金には、利子は付与しない。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を預けていない者の入札
- (5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (14) 平成22年度第1回市有等土地・建物売払入札要綱に違反した入札

7 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- (2) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事しない者

8 落札者の決定

予定価格以上で、最高の価格で入札をした者を落札者とする。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、落札の決定の日の翌日から7日以内に契約を締結すること。
- (2) 売買代金の支払日については、納入通知日から14日以内とする。
- (3) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5に相当する額（円未満切上げ）を本契約の締結と同時に宮津市に納付すること。
- (4) 契約保証金は、売買代金の完納時に返還するものであること（売買代金の一部に充当することができる）。
- (5) 契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。
- (6) 契約保証金には、利子は付与しないものであること。

10 権利義務譲渡の禁止

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

11 その他

入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令、宮津市財務規則及び平成22年度第1回市有等土地・建物売払入札要綱に定めるところによる。

12 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626 - 8501 宮津市字柳縄手345- 1

宮津市財務室管財契約係 電話0772 - 22 - 2121 内線230

* * *

宮津市公告第10号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第5項及び第6項の規定により、農業経営

の基盤の強化の促進に関する基本構想を変更したので、同条第7項の規定により公告し、関係書類を次により縦覧に供します。

平成22年6月9日

宮津市長 井上正嗣

- 1 農業経営の基盤の強化の促進に関する基本構想の縦覧開始の日 平成22年6月9日
- 2 縦覧の場所 宮津市産業振興室（別館3階）

* * *

宮津市公告第11号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等の入居者を公募します。

平成22年6月18日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
鳥が尾	宮津市字喜多	8,100~14,600	4	3K

2 入居者の資格

- (1) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (2) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (4) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成22年6月21日（月）から平成22年7月1日（木）まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 平成22年8月上旬（予定）

* * *

宮津市公告第12号

平成21年度中山間地域等直接支払制度の実施状況については、次のとおりである。

平成22年6月30日

宮津市長 井上正嗣

1 対象農用地の基準別面積及び交付額

	急傾斜農用地		緩傾斜農用地		合計
	勾配が20分の1以上の田	勾配が100分の1以上20分の1未満の田	勾配が8度以上15度未満の畑		
農用地面積（㎡）	1,649,699	1,033,688	13,117	2,696,504	
交付額（円）	31,481,933	7,479,335	36,718	38,997,986	

2 集落協定締結数、各集落への交付額、集落協定の概要

集落協定締結数 34（個別協定 0）

集落名	交付額 (円)	集落協定の概要		
		農業生産活動等として取り組むべき事項 (8割単価)		農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 (通常単価)
		農用地等管理	多面的機能を増進する活動	
前田組合	153,585	農用地 協定参加者が耕作等を行う。 水路・農道 協定参加者が清掃、草刈り等を行う。	周辺林地の下草刈り	-
由良東部農地管理協議会	1,485,904		体験農園の開設・運営	機械・農作業の共同化、農作業委託
中津	656,199		景観作物の作付け	農作業委託、学校教育等との連携
田井	543,963		周辺林地の下草刈り	機械・農作業の共同化、新規就農者の確保
矢原・脇の浜	1,202,085		周辺林地の下草刈り	-
獅子	524,906		周辺林地の下草刈り	機械・農作業の共同化、農地集積
中の茶屋	239,208		周辺林地の下草刈り	-
小田4区	716,030		周辺林地の下草刈り	-
小田金山	843,547		周辺林地の下草刈り	-
7区営農組合	1,289,522		周辺林地の下草刈り 景観作物の作付け	-
今福	1,758,078		景観作物の作付け等	農産物の加工・販売、新規就農者の確保
吉津	1,690,280		周辺林地の下草刈り 景観作物の作付け	機械・農作業の共同化、農作業委託
日置浜	2,245,150		周辺林地の下草刈り 景観作物の作付け	新規就農者の確保、学校教育等との連携
畑	833,028		周辺林地の下草刈り	機械・農作業の共同化、新規就農者の確保
松尾・東野	2,940,455		周辺林地の下草刈り	機械・農作業の共同化、認定農業者の育成等
田原	3,002,293		周辺林地の下草刈り	営農組織の育成
大島	810,180		昆虫類の保護等	-
外垣	582,811		周辺林地の下草刈り	農作業委託、他集落との連携
里波見	963,030		周辺林地の下草刈り	-
奥波見	1,898,898		周辺林地の下草刈り	-
奥の向・釜土	1,577,331	昆虫類の保護等	機械・農作業の共同化、新規就農者の確保	
井光寺・下川原	752,364	周辺林地の下草刈り	高付加価値型農業、新規就農者の確保等	
上世屋	1,356,496	周辺林地の下草刈り 昆虫類の保護等	高付加価値型農業、学校教育等との連携	
大井根	265,324	景観作物の作付け	-	

厚垣	1,235,583	周辺林地の下草刈り	-
小田二区	850,918	周辺林地の下草刈り	-
柿ヶ成	537,177	周辺林地の下草刈り	-
落山・藪田	553,724	鳥類の餌場の確保等	-
中波見	1,997,646	周辺林地の下草刈り 景観作物の作付け	営農組織の育成、認定 農業者の育成
新宮	2,296,455	周辺林地の下草刈り	-
小寺	319,128	景観作物の作付け	-
小田宿野営農組合	495,215	周辺林地の下草刈り	-
山中	1,171,705	周辺林地の下草刈り	-
梅ヶ谷	1,209,768	景観作物の作付け	機械・農作業の共同 化、新規就農者の確保
合計	38,997,986		

3 農業生産活動等の実施状況

それぞれの集落において、周辺林地の下草刈りや景観作物の作付等、多面的機能を増進する活動に取り組んだ。

(平成21年9月11日から9月30日の現地調査により、該当する全ての農用地において、耕作または管理されていることを確認)

4 農業生産活動等の体制整備の実施状況

由良東部農地管理協議会集落協定他15集落協定において、機械・農作業の共同化、農作業の受委託活動等に取り組んだ。

教育委員会

〈告 示〉

宮津市教育委員会告示第10号

平成22年第9回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成22年6月8日

宮津市教育委員会

委員長 上 羽 堅 一

1 日 時 平成22年6月21日(月)午後1時30分

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

〈告 示〉

宮津市選挙管理委員会告示第24号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の施行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、

次のとおりである。

平成22年6月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

351人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第25号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成22年6月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

5,834人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第26号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成22年6月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

2,917人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第27号

宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

宮津市公職選挙事務執行規程（昭和59年選管告示第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 自動車、船舶及び拡声機の使用（第45条～第48条）」を
「第2節 自動車、
第2節の2 選挙

船舶及び拡声機の使用（第45条～第48条）
運動用ピラ（第48条の2～第48条の6）」に、「第2節の2」を「第2節の3」に、「第48条の2～第48条の7」を「第48条の7～第48条の12」に改める。

第48条の7中「様式第19号の8」を「様式第19号の11」に、「前条」を「前条第1項」に、「燃料供給業者又は」を「燃料供給業者にあつては当該証明書、第48条の9第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、」に、「第48条の4（（選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等））」を「第48条の9」に改め、同条を第48条の12とする。

第48条の6中「様式第19号の6」を「様式第19号の9」に、「様式第19号の7」を「様式第19号の10」に改め、「ポスター作成証明書を」の次に、「使用又は作成の実績に基づき作成し」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち末尾の4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第48条の6を第48条の11とし、第48条の5を第48条の10とする。

第48条の4第1項中「様式第19号の4」を「様式第19号の7」に改め、同条第2項中「様式第19号の5」を「様式第19号の8」に改め、同条を第48条の9とする。

第48条の3第2項中「様式第19号の3」を「様式第19号の6」に改め、同条を第48条の8とする。

第48条の2第2項中「様式第19号の2」を「様式第19号の5」に改め、同条を第48条の7とする。

第8章中第2節の2を第2節の3とし、第2節の次に次の1節を加える。

第2節の2 選挙運動用ピラ

(ピラの届出)

第48条の2 法第142条((文書図画の頒布))第1項の規定による選挙運動用ピラ(以下この節において「ピラ」という。)の届出は、ピラの種類が異なることに当該ピラの見本を添えて様式第19号の2によりしなければならない。

(ピラの証紙)

第48条の3 法第142条((文書図画の頒布))第7項の規定により委員会が交付する証紙は、様式第19号の3によるものとする。

(ピラの証紙交付票の交付)

第48条の4 前条の証紙の交付を受けようとする者は、委員会から様式第19号の4によるピラの証紙交付票(以下この節において「ピラの証紙交付票」という。)の交付を受けなければならない。

2 ピラの証紙交付票は、立候補届出後、直ちに交付する。

(ピラの証紙の交付手続)

第48条の5 ピラの証紙交付票の交付を受けた者がピラの証紙の交付を受けようとするときは、ピラの証紙交付票に候補者の氏名を記入し、押印の上、委員会に提出しなければならない。

2 証紙の交付枚数が16,000枚に達しないときは、委員会は、ピラの証紙交付票に交付年月日及び及び交付した証紙の枚数を記入し、かつ、委員会の印を押して、提出者に返付するものとする。

3 証紙の交付を受けた者は、交付を受けた証紙の枚数が16,000枚に達したときは、ピラの証紙交付票を委員会に返付しなければならない。

(ピラの証紙交付票の再交付)

第48条の6 第47条の規定は、ピラの証紙交付票の再交付について準用する。

第72条の4中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

様式第19号の8中「(第48条の7関係)」を「(第48条の12関係)」に改め、同様式その1中

「5 銀行名、口座名及び口座番号」を

「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

に改め、同様式その1備考1中「自動車燃料代確認書」の次に「及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち末尾の4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し」を加え、同様式その1備考2の次に次のように加える。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

様式第19号の8その1(別紙その2)を次のように改める。

(別紙その2)(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日		円 × 1 = 円			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」の「計」欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の「計」欄又は(イ)の「計」欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

様式第19号の8その2中

- 「5 銀行名、口座名及び口座番号」を
- 「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

に改め、同様式を様式第19号の11とする。

様式第19号の7中「(第48条の6関係)」を「(第48条の11関係)」に、「作成する」を「作成した」に改め、同様式備考1中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加え、同様式を様式第19号の10とする。

様式第19号の6中「(第48条の6関係)」を「(第48条の11関係)」に改め、同様式その1中「使用する」を「使用した」に改め、「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式その1備考1中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加え、同様式その2中「使用する」を「使用した」に、

燃料供給年月日	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日	1	円	

を

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		1	円	

に改め、同様式その2備考1中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を、「作成し」の次に「給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち末尾の4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて」を加え、同様式その2中備考4を備考6とし、備考3を備考5とし、同様式その2備考2中「証明書」の次に「及び給油伝票の写し」を加え、同様式その2中備考2を備考4とし、備考1の次に次のように加える。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

様式第19号の6その3中「使用する」を「使用した」に改め、同様式その3備考1中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加え、同様式その3中備考6を備考7とし、備考2から5までを備考3から6までとし、備考1の次に次のように加える。

2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

様式第19号の6を様式第19号の9とする。

様式第19号の5中「(第48条の4関係)」を「(第48条の9関係)」に改め、同様式その1中

「3 確認金額 円」を

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認金額 円

に改め、同様式

その1備考2に後段として次のように加える。

なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

様式第19号の5を様式第19号の8とする。

様式第19号の4中「(第48条の4関係)」を「(第48条の9関係)」に改め、同様式その1中

「3 確認申請金額 円」を

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」に改め、同様式
4 確認申請金額 円」

その1中備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

様式第19号の4を様式第19号の7とする。

様式第19号の3中「(第48条の3関係)」を「(第48条の8関係)」に改め、同様式その1備考2中「燃料供給量」を「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」に改め、同様式その1備考に次のように加える。

3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

様式第19号の3を様式第19号の6とする。

様式第19号の2中「(第48条の2関係)」を「(第48条の7関係)」に改め、同様式その1備考2中「燃料供給量」を「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」に改め、同様式その1備考に次のように加える。

3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

様式第19号の2を様式第19号の5とし、様式第19号の次に次の3様式を加える。

様式第19号の2(第48条の2関係)(選挙運動用ビラの届出書)

年 月 日
宮津市選挙管理委員会委員長 様
候補者氏名
印
選挙運動用ビラの届出書
年 月 日執行の宮津市長選挙において、別添の選挙運動用ビラを頒布した いので届け出ます。

様式第19号の3 (第48条の3 関係)(選挙運動用ビラの証紙)

年執行 宮津市長選挙 選挙運動用ビラ (番号) 宮津市選挙管理委員会
--

備考 証紙の色及び体裁は、委員会が別に定める。

様式第19号の4 (第48条の4 関係)(選挙運動用ビラの証紙交付票)

	第	号
候補者氏名	印	
年 月 日執行 宮津市長選挙		
選挙運動用ビラ証紙交付票		
宮津市選挙管理委員会		印

交付できる証紙の枚数	枚
------------	---

交付月日	交付枚数	選挙管理委員会印
月 日	枚	
月 日	枚	
月 日	枚	
月 日	枚	
月 日	枚	
計	枚	

様式第39号の3を次のように改める。
 様式第39号の3（第72条の3関係）

選挙 選挙公報掲載文原稿用紙	候補者氏名	
	連絡場所	

(上)

写 真 欄

(下)

掲載順位	受 付		係 員	宮津市選挙管理委員会 （ 印の欄は記入しないでください。）
	番 号	日 時		

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第28号

平成22年6月20日執行予定の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成22年6月10日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

- 1 日 時 平成22年6月13日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第29号

平成22年6月20日執行予定の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成22年6月10日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

- 1 日 時 平成22年6月13日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第30号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成22年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

351人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第31号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成22年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

5,840人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第32号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成22年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

2,920人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第33号

平成22年6月20日執行予定の宮津市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成22年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

以下省略

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第34号

平成22年6月20日執行予定の宮津市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成22年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

以下省略

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第35号

平成22年6月20日執行予定の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表は、宮津市公報により行う。

平成22年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第119条第1項の規定により、宮津市長選挙と宮津市議会議員一般選挙を次のとおり同時に行う。

平成22年6月13日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

- 1 選挙の期日 平成22年6月20日
- 2 選挙すべき議員の数 16人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第37号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成22年6月13日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

宮津市長選挙	4,519,000円
宮津市議会議員一般選挙	2,748,600円

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第38号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成22年6月13日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
第2投票区	桜山会館	〃 万町476番地
第3投票区	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
第4投票区	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
第5投票区	宮津市保健センター	〃 鶴賀2109番地の2
第6投票区	城南公民館	〃 京口126番地
第7投票区	城東会館	〃 吉原2573番地
第8投票区	たんぼぼ保育園	〃 惣906番地
第9投票区	宮津市大江山レストハウス	〃 小田413番地
第10投票区	上宮津地区公民館	〃 小田231番地
第11投票区	中村公民館	〃 中村190番地の1
第12投票区	栗田幼稚園	〃 上司261番地の4
第13投票区	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
第14投票区	矢原公民館	〃 矢原69番地
第15投票区	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
第16投票区	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
第17投票区	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
第18投票区	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
第19投票区	浜公民館	〃 日置590番地
第20投票区	上公民館	〃 日置2583番地の7
第21投票区	下世屋公民館	〃 下世屋（山口神社前）
第22投票区	上世屋公民館	〃 上世屋543番地
第23投票区	畑公民館	〃 畑652番地
第24投票区	宮津市デイサービスセンター・せんごく	〃 岩ヶ鼻38番地
第25投票区	田原公民館	〃 田原76番地の1
第26投票区	梅ヶ谷公民館	〃 奥波見182番地
第27投票区	里波見公民館	〃 里波見623番地
第28投票区	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
第29投票区	落山公会堂	〃 日ヶ谷4654番地
第30投票区	由良幼稚園	〃 由良1276番地

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、平成22年6月20日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

平成22年6月13日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

投票所	投票所を開いている時間
第9投票所	午前7時から午後6時まで
第21投票所	午前7時から午後7時まで
第22投票所	午前7時から午後7時まで
第23投票所	午前7時から午後6時まで

第25投票所	午前7時から午後7時まで
第26投票所	午前7時から午後7時まで
第28投票所	午前7時から午後7時まで
第29投票所	午前7時から午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第40号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成22年6月13日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	<以下揭示済>	上山 栄一	<以下揭示済>	大井 良竜
第2投票区	"	森口 哲生	"	橋本 一郎
第3投票区	"	中村 明昌	"	中谷 雅一
第4投票区	"	森山 弘章	"	廣瀬 政夫
第5投票区	"	稲岡 修	"	大上 仁志
第6投票区	"	小林 弘明	"	前田 繁
第7投票区	"	竹内 明	"	田中 修二
第8投票区	"	山口 雅夫	"	藤田 憲一
第9投票区	"	三宅 秀明	"	福田 憲通
第10投票区	"	粉川 正太郎	"	河原 浩志
第11投票区	"	和田野 喜一	"	居村 真
第12投票区	"	宮前 善有	"	高松 信久
第13投票区	"	石田 秀明	"	荒砂 博
第14投票区	"	志達 正一	"	中嶋 章夫
第15投票区	"	坂根 雅人	"	小牧 美忠
第16投票区	"	河嶋 学	"	宮崎 茂樹
第17投票区	"	山口 孝幸	"	辻村 範一
第18投票区	"	笠井 裕代	"	千阪 季成
第19投票区	"	前田 良二	"	河原 哲也
第20投票区	"	尾崎 吉晃	"	吉田 典彦
第21投票区	"	荒木 巖	"	黒田 浩
第22投票区	"	木村 裕志	"	長澤 嘉之
第23投票区	"	黒田 辰雄	"	谷口 宏幸
第24投票区	"	森口 英一	"	井戸本 守
第25投票区	"	永濱 敏之	"	中村 善之
第26投票区	"	橋本 治	"	柴山 健太郎
第27投票区	"	嶋崎 郁子	"	林崎 芳紀
第28投票区	"	谷口 均	"	荻野 由乃
第29投票区	"	大銅 浩助	"	内藤 進介
第30投票区	"	小西 肇	"	矢野 善記

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第41号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

平成22年6月13日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

表

平成二十二年六月二十日執行
宮津市長選挙投票

宮津市選挙管理委員会之印

(注意)
一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は書かないこと。

候補者氏名

裏

Blank area for the back of the ballot paper.

表

平成二十二年六月二十日執行
宮津市長選挙投票

宮津市選挙管理委員会之印

(注意)
一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は書かないこと。

点字投票

候補者氏名

裏

Blank area for the back of the ballot paper.

備考 投票用紙は桃色とし、文字は黒色、印は赤色刷込式とする。

表

平成二十二年六月二十日執行
宮津市議会議員一般選挙投票

宮津市選
挙管理委
員会之印

(注意)
一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は書かないこと。

候補者氏名

裏

Blank area for the back of the ballot paper.

表

平成二十二年六月二十日執行
宮津市議会議員一般選挙投票

宮津市選
挙管理委
員会之印

点字投票

(注意)
一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は書かないこと。

候補者氏名

裏

Blank area for the back of the ballot paper.

備考 投票用紙は白色とし、文字はこげ茶色、印は赤色刷込式とする。

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第42号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における街頭演説用標旗等の配色を次のように定める。

平成22年6月13日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

宮津市長選挙

標旗等の種別	配 色
街頭演説用標旗	白地にこげ茶色の文字
街頭演説用腕章	〃
選挙運動用自動車(船舶)表示板	〃
選挙運動用拡声機の表示板	〃
自動車(船舶)乗員用腕章	〃

宮津市議会議員一般選挙

標旗等の種別	配 色
街頭演説用標旗	白地に紫色の文字
街頭演説用腕章	〃
選挙運動用自動車(船舶)表示板	〃
選挙運動用拡声機の表示板	〃
自動車(船舶)乗員用腕章	〃

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第43号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙における政治活動用自動車表示板の配色を次のように定める。
平成22年6月13日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

政治活動用自動車表示板 白地にこげ茶色の文字

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第44号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に合わせて次のとおり行う。
平成22年6月13日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

- 1 開票場所
開票所名 宮津会館 宮津市字鶴賀2164番地
- 2 開票日時
平成22年6月20日 午後9時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第10項により準用する同条第5項の規定により、平成22年6月20日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示することができる日は、平成22年6月13日とする。ただし、候補者届の受理後とする。

平成22年6月13日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第46号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成22年6月13日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

選挙長

住所 <以下掲示済>

氏名 前尾 美智子

選挙長職務代理人

住所 <以下掲示済>

氏名 千賀 博文

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第47号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成22年6月13日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

投票所名	建物の名称	所在地
期日前投票所	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第48号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理人を、次のとおり選任した。

平成22年6月13日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

期日前投票所投票管理者		
住所	氏名	職務を行うべき日
<以下掲示済>	前尾 美智子	平成22年6月15日 平成22年6月18日
"	千賀 博文	平成22年6月16日
"	小谷 久代	平成22年6月17日
"	堀口 善一	平成22年6月14日 平成22年6月19日

期日前投票所投票管理者職務代理人		
住所	氏名	職務を行うべき日
<以下掲示済>	松本 美沙	平成22年6月14日から 平成22年6月19日までの日

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、平成22年6月20日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序は、次のとおりとする。

平成22年6月13日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

- 投票の順序
- 1 宮津市長選挙
 - 2 宮津市議会議員一般選挙

- 開票の順序
- 1 宮津市長選挙
 - 2 宮津市議会議員一般選挙

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第50号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙公報掲載申請の期限は、平成22年6月13日とする。

平成22年6月13日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第51号

平成22年6月13日付け宮津市選挙管理委員会告示第44号で告示した平成22年6月20日執行の宮津市議会議員一般選挙における開票の時刻は15分繰り上げ午後8時45分とする。

平成22年6月20日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第52号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成22年6月20日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

住 所	氏 名
< 以下揭示済 >	井 上 正 嗣

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第53号

平成22年6月20日執行の宮津市議会議員一般選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成22年6月20日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

住 所	氏 名
< 以下揭示済 >	松 本 隆
"	嶋 田 茂 雄
"	河 原 末 彦
"	坂 根 英 六
"	松 浦 登美義
"	小 林 宣 明
"	徳 本 良 孝
"	北 仲 篤
"	長 林 三 代
"	木 内 利 明
"	安 達 稔
"	松 原 護
"	小 田 彰 彦
"	谷 口 喜 弘
"	橋 本 俊 次
"	宇 都 宮 和 子

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第54号

平成22年7月11日執行予定の参議院議員通常選挙に係る選挙時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成22年6月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

- 1 縦覧の期間 平成22年6月24日
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第55号

平成22年7月11日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成22年6月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

- 1 日 時 平成22年6月24日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第56号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成22年6月23日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

351人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第57号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成22年6月23日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

5,846人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第58号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成22年6月23日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

2,923人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第59号

平成22年7月11日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成22年6月23日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

以下省略

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第60号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成22年6月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
第2投票区	桜山会館	〃 万町476番地
第3投票区	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
第4投票区	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
第5投票区	鶴賀公民館	〃 鶴賀1175番地の5
第6投票区	城南公民館	〃 京口126番地
第7投票区	城東会館	〃 吉原2573番地
第8投票区	たんぼぼ保育園	〃 惣906番地
第9投票区	宮津市大江山レストハウス	〃 小田413番地
第10投票区	上宮津地区公民館	〃 小田231番地
第11投票区	中村公民館	〃 中村190番地の1
第12投票区	栗田幼稚園	〃 上司261番地の4
第13投票区	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
第14投票区	矢原公民館	〃 矢原69番地
第15投票区	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
第16投票区	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
第17投票区	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
第18投票区	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
第19投票区	浜公民館	〃 日置590番地
第20投票区	上公民館	〃 日置2583番地の7
第21投票区	下世屋公民館	〃 下世屋(山口神社前)
第22投票区	上世屋公民館	〃 上世屋543番地
第23投票区	畑公民館	〃 畑652番地
第24投票区	宮津市デイサービスセンタ-せんごく	〃 岩ヶ鼻38番地
第25投票区	田原公民館	〃 田原76番地の1
第26投票区	梅ヶ谷公民館	〃 奥波見182番地
第27投票区	里波見公民館	〃 里波見623番地

第28投票区	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
第29投票区	落山公会堂	〃 日ヶ谷4654番地
第30投票区	由良幼稚園	〃 由良1276番地

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第61号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

平成22年6月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

投票所	投票所を開いている時間
第9投票所	午前7時から午後6時まで
第21投票所	午前7時から午後7時まで
第22投票所	午前7時から午後7時まで
第23投票所	午前7時から午後6時まで
第25投票所	午前7時から午後7時まで
第26投票所	午前7時から午後7時まで
第28投票所	午前7時から午後7時まで
第29投票所	午前7時から午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第62号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成22年6月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	<以下掲示済>	上山 栄一	<以下掲示済>	佐田野 享
第2投票区	〃	森口 哲生	〃	橋本 一郎
第3投票区	〃	中村 明昌	〃	中谷 雅一
第4投票区	〃	森山 弘章	〃	森山 英樹
第5投票区	〃	稲岡 修	〃	森口 英一
第6投票区	〃	小林 弘明	〃	前田 繁
第7投票区	〃	竹内 明	〃	田中 修二
第8投票区	〃	山口 雅夫	〃	藤田 憲一
第9投票区	〃	智原 正明	〃	福田 憲通
第10投票区	〃	粉川 正太郎	〃	河原 浩志
第11投票区	〃	和田野 喜一	〃	居村 真
第12投票区	〃	宮前 善有	〃	高松 信久
第13投票区	〃	石田 秀明	〃	荒砂 博
第14投票区	〃	志達 正一	〃	中嶋 章夫
第15投票区	〃	坂根 雅人	〃	吉岡 直樹
第16投票区	〃	河嶋 学	〃	宮崎 茂樹
第17投票区	〃	山口 孝幸	〃	辻村 範一

第18投票区	<以下揭示済>	笠井裕代	<以下揭示済>	大銅浩助
第19投票区	"	松崎正樹	"	河原哲也
第20投票区	"	植松伸八	"	吉田典彦
第21投票区	"	尾崎吉晃	"	黒田浩
第22投票区	"	小谷栄一	"	長澤嘉之
第23投票区	"	三宅秀明	"	沖光博
第24投票区	"	高村一彦	"	井戸本守
第25投票区	"	永濱敏之	"	中村善之
第26投票区	"	橋本治	"	小池康文
第27投票区	"	木本藤夫	"	嶋崎郁子
第28投票区	"	谷口均	"	黄前佳之
第29投票区	"	山根洋行	"	内藤進介
第30投票区	"	小西肇	"	矢野善記

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第63号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

平成22年6月24日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

- 1 開票場所
開票所名 宮津会館 宮津市字鶴賀2164番地
- 2 開票日時
平成22年7月11日 午後9時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第64号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成22年6月24日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

開票管理者

住所 <以下揭示済>

氏名 前尾美智子

開票管理者職務代理者

住所 <以下揭示済>

氏名 千賀博文

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第65号

平成22年7月11日執行の参議院京都府選挙区選出議員選挙（参議院議員比例代表選出議員選挙）における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成22年6月24日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

- 1 日時 平成22年7月8日 午後6時
- 2 場所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第66号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成22年6月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

投票所名	建物の名称	所在地
期日前投票所	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第67号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を、次のとおり指定した。

平成22年6月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

施設名	所在地
宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第68号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成22年6月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

期日前投票所投票管理者		
住所	氏名	職務を行うべき日
<以下掲示済>	前尾美智子	平成22年6月27日 平成22年7月1日 平成22年7月4日 平成22年7月9日
"	千賀博文	平成22年6月26日 平成22年6月30日 平成22年7月6日 平成22年7月8日
"	小谷久代	平成22年6月28日 平成22年7月2日 平成22年7月5日 平成22年7月10日
"	堀口善一	平成22年6月25日 平成22年6月29日 平成22年7月3日 平成22年7月7日

期日前投票所投票管理者職務代理者		
住所	氏名	職務を行うべき日
<以下掲示済>	田村和彦	平成22年6月25日から 平成22年7月10日までの日

《宮津市長選挙選挙長告示》

宮津市長選挙選挙長告示第1号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙における選挙長の事務を行う場所は、宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内とする。

平成22年6月13日

宮津市長選挙

選挙長 前尾 美智子

* * *

宮津市長選挙選挙長告示第2号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙における選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成22年6月13日

宮津市長選挙

選挙長 前尾 美智子

1 日 時 平成22年6月17日 午後6時

2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市長選挙選挙長告示第3号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙について、候補者として次のとおり届出があった。

平成22年6月13日

宮津市長選挙

選挙長 前尾 美智子

届出受理番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名	住所	生年月日	党派	職業
			認定した通称				
1	平成22.6.13	本人届出	井上 正嗣 井上 しょうじ	<以下掲示済>	<以下掲示済>	無所属	宮津市長

* * *

宮津市長選挙選挙長告示第4号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第1項の規定により投票を行わないこととなったので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月13日

宮津市長選挙

選挙長 前尾 美智子

《宮津市議会議員一般選挙選挙長告示》

宮津市議会議員一般選挙選挙長告示第1号

平成22年6月20日執行の宮津市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内とする。

平成22年6月13日

宮津市議会議員一般選挙

選挙長 前尾 美智子

* * *

宮津市議会議員一般選挙選挙長告示第2号

平成22年6月20日執行の宮津市議会議員一般選挙における選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成22年6月13日

宮津市議会議員一般選挙
選挙長 前尾 美智子

- 1 日 時 平成22年6月17日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市議会議員一般選挙選挙長告示第3号

平成22年6月20日執行の宮津市議会議員一般選挙について、候補者として次のとおり届出があった。

平成22年6月13日

宮津市議会議員一般選挙
選挙長 前尾 美智子

届出受理番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名	住 所	生年月日	党 派	職 業
			認定した通称				
1	平成 22.6.13	本人 届出	松本 隆	<以下掲示済>	<以下掲示 済>	公明党	政党役員
			松本 たかし				
2	平成 22.6.13	本人 届出	小田 彰彦	"	"	無所属	有限会社松和 物産代表取締役
			小田 てる彦				
3	平成 22.6.13	本人 届出	河原 栄彦	"	"	無所属	農業
			河原 すえひこ				
4	平成 22.6.13	本人 届出	小林 宣明	"	"	無所属	農業
			小林 のぶあき				
5	平成 22.6.13	本人 届出	嶋田 茂雄	"	"	無所属	農業
			嶋田 しげお				
6	平成 22.6.13	本人 届出	坂根 栄六	"	"	無所属	無職
			さかね 栄六				
7	平成 22.6.13	本人 届出	木内 利晴	"	"	無所属	無職
8	平成 22.6.13	本人 届出	橋本 俊次	"	"	無所属	会社役員
			はしもと 俊次				
9	平成 22.6.13	本人 届出	宇都宮 和子	"	"	日 本 共産党	政党役員
			うつのみや 和子				
10	平成 22.6.13	本人 届出	徳本 良孝	"	"	自 由 民主党	行政書士
			とく本 良孝				
11	平成 22.6.13	本人 届出	加畑 徹	"	"	無所属	無職
12	平成 22.6.13	本人 届出	松浦 登美義	"	"	公明党	政党役員
			松浦 とみよし				
13	平成 22.6.13	本人 届出	薦谷 和男	"	"	日 本 共産党	政党役員
14	平成 22.6.13	本人 届出	あだち 稔	"	"	無所属	丹盛有限会社 社長
			あだち 稔				

15	平成 22.6.13	本人 届出	梅田 慈弘	<以下掲示済>	<以下掲示 済>	無所属	見性寺住職
			うめだ じこう				
16	平成 22.6.13	本人 届出	松原 護	"	"	無所属	無職
			まつばら まもる				
17	平成 22.6.13	本人 届出	長林 三代	"	"	日 本 共産党	宮津市議会議 員
			ながばやし みよ				
18	平成 22.6.13	本人 届出	北禰 篤	"	"	民主党	宮津市議会議 員
			きたね あつし				
19	平成 22.6.13	推 薦 届 出	谷口 豊弘	"	"	無所属	株式会社トッ プスアイ代表 取締役社長
			たにぐち のぶひろ				

《公 告》

《宮津市長選挙選挙長公告》

宮津市長選挙選挙長公告第1号

平成22年6月20日執行の宮津市長選挙について、選挙供託事務執務時間規程（昭和30年法務省訓令第1号）第2条の規定により、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項又は第2項の規定による候補者の届出又は推薦届出の期間である6月13日は日曜日であるが、午前8時30分から午後5時まで供託事務を取り扱う供託所として、宮津市字中ノ丁2534番地宮津地方合同庁舎、京都地方務局宮津支局を指定した旨京都地方法務局長から通知があった。

平成22年6月13日

宮津市長選挙
選挙長 前 尾 美智子

《宮津市議会議員一般選挙選挙長公告》

宮津市議会議員一般選挙選挙長公告第1号

平成22年6月20日執行の宮津市議会議員一般選挙について、選挙供託事務執務時間規程（昭和30年法務省訓令第1号）第2条の規定により、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項又は第2項の規定による候補者の届出又は推薦届出の期間である6月13日は日曜日であるが、午前8時30分から午後5時まで供託事務を取り扱う供託所として、宮津市字中ノ丁2534番地宮津地方合同庁舎、京都地方法務局宮津支局を指定した旨京都地方法務局長から通知があった。

平成22年6月13日

宮津市議会議員一般選挙
選挙長 前 尾 美智子

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第6号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成22年6月4日

宮津市農業委員会
会長 森 川 耕一郎

1 日 時 平成22年6月11日(金) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第10号 農地法第4条の許可申請に係る意見について

議第11号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第12号 非農地証明について

報告第13号 専決処分の承認を求めることについて